相模原市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年１０月２３日

相模原市長　本　村　賢　太　郎

相模原市条例第７９号

相模原市手数料条例の一部を改正する条例

相模原市手数料条例(平成１２年相模原市条例第６１号)の一部を次のように改正する。

別表第５第６号の表１０の項中「第３９条の２２第１項」を「第３９条の１１第１項」に改める。

附　則

この条例は、令和８年１２月２１日から施行する。